

各市町村の独自性を確保し、国の財政支援活用で、国保料の値下げ実現を

2016年5月16日

日本共産党大阪府会議員団幹事長 くち原亮

はじめに

＊医療費抑制策としての国保の都道府県化

- ・都道府県国保運営方針で「医療費適正化」に向けた取り組みを定めることになっており、都道府県が医療費抑制の推進役としての役割を担うことに…

1. 国保制度改革の概要

＊毎年 3400 億円財政支援拡充

- ・H27 年度から、低所得者対策強化として 1700 億円（大阪：135 億円程度）

各市町村に、低所得者数に応じて直接配分（配分額については、現状では確定しておらず、取りまとめはこれからであり、額が確定するのは決算が出てからの秋ごろか？）

- ・H30 年度から、財政安定化基金として毎年 1700 億円（大阪：140 億円程度）

⇒府下市町村が行なっている法定外繰入額の合計額（約 260 億円）に相当

＊都道府県が、都道府県内の統一的な国保運営方針を示すことに（府と市町村代表との調整会議で検討）

＊都道府県と市町村のそれぞれの役割

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理
保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	・給付に必要な費用を全額、市町村に支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

2. 大阪府における国保制度改革案と今後の検討スケジュール

（別紙＝資料 2 及び資料 3 参照）

- * 「統一保険料」を指向しているのは、全国の都道府県の中で、大阪府と奈良県のみ
- * 保険料・一部負担金の減免の取り扱いについて～原則「統一基準」で統一（激変緩和期間中（＝6 年間）に限り差異を容認）
- * 検討スケジュール
 - ・ 今年秋頃までに府の運営方針（案）を取りまとめ（全体或いは部分）、府の国保運営協議会（9 月前半府議会に運協設置条例を提案し、早ければ 11 月設置予定）に諮問し、H29 年の夏頃～秋頃までに答申を受け、運営方針を決めていきたい（府担当部局の意向）
- * 府としての運営方針については、「市町村に尊重義務があるが、強制するものではない」としながら、「方針に従わない市町村に対しては、交付金（今年度中に交付金ルールを策定予定）で調整することも」などとペナルティを課すことも示唆

3. 「府内統一」ではなく、各市町村の独自性を確保し、国保料の値下げ実現を

- * 各市町村国保の現状（別紙＝資料 4～7 参照）
 - ・ モデルケースごとの国保料（所得 200 万円 4 人家族の場合）
最高＝高石市:488,650 円、最低＝千早赤阪村:282,040 円（206,610 円の差）
 - ・ 法定外繰り入れの状況や減免制度とその利用度等も市町村によってまちまち
- * 法定外繰り入れや減免制度についての厚生労働省の見解・認識
 - ・ 法定外繰り入れについて
厚生労働省のガイドラインは、「技術的助言であり、強制力はない」＝「都道府県や市町村を縛るものではない」、「ペナルティなどは考えていない」
 - ・ 市町村独自の減免制度について
「減免制度の一本化については例示もしていない」「都道府県が方針を定めることになる」としながらも「市町村との認識の共有が前提」とし、「最終的には市町村が判断するものであり、市町村が条例で定めることができる」
- * 府独自の補助は、維新府政のもとで縮小（資料 5 参照）
- * 各市町村・議会から、市町村ごとに実情に応じた制度実施を求める声を
（別紙＝資料 1 「国民健康保険の保険料や減免制度の「府内統一」はせず、各市町村が実情に応じた制度を続けられるようにすることを求めます」参照）
- * 国の財政支援も活用し、保険料の値下げ実現へ

おわりに

以上

（福祉医療費助成制度の見直し問題について）

精神障害者等への対象拡大は直ちに実施し、患者負担は据え置きを

2016年5月16日

日本共産党大阪府会議員団幹事長 くち原亮

はじめに

1. 福祉医療費助成制度の見直しの内容について

（別紙＝資料 8 及び 9「福祉医療費助成制度の関する研究会報告書概要」参照）

- * 制度の対象を、精神障害者や難病患者及び訪問看護ステーションが行う訪問介護などにも拡大
- * 対象拡大によって生じる増加費用分については、制度利用者の負担増でまかなおうとするもの
 - ・窓口一部負担を、現行の 1 回 500 円、1 カ月上限 2,500 円の引き上げ（1 回 800 円或いは 1 割負担等、1 カ月の上限額の引き上げも）
 - ・これまで負担のなかった調剤薬局でも医療機関と同様の一部負担金

2. 対象拡大の速やかな実施とともに、患者負担を増やさない取り組みの運動を

（別紙＝資料 1「福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないよう求めます」参照）

- * 窓口一部負担金の増大で受診抑制、重症化、医療費増にも
 - ・ひとり親・乳幼児医療の利用者の月平均受診日数：3.7～4.3 日
 - ⇒調剤薬局での負担を含めると 1 回 800 円で、月 6400 円の負担となり、現行の 3 倍以上に増大
- * 患者負担増は、制度拡充を求める府民の願いに逆行
 - ・大阪府歯科保険医協会の小中高校での学校歯科検診結果より
 - 要受診・要治療者の受診率＝小学校：50%、中学校：31%、高校：13%
 - （資料 10「乳幼児医療費助成府内市町村実施状況」参照）
- * 財源確保は可能～減債基金への復元を 4 年先送りすれば年間 95 億円の財源が…
- * 各市町村・議会から、対象拡充実施と負担据え置きを

おわりに

以上

大阪府知事 松井 一郎 様

2016年5月9日
日本共産党大阪府議会議員団

国民健康保険の保険料率や減免制度の「府内統一」はせず、各市町村が実情に応じた制度を続けられるようにすることを求めます

国が示した2018年度からの国保都道府県化にともない、大阪府でも制度設計の検討がすすめられています。3月に開いた府と市町村の「広域化調整会議」では、保険料率と条例減免基準の「府内統一」や、市町村の法定外繰り入れの解消などの方向が示されています。

しかし国保制度は、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」という国保法に則り、各市町村が低所得者の保険料軽減など地域の実情に応じて制度を定めてきたものです。現状で保険料率・条例減免を「府内統一」し、市町村の法定外繰り入れをなくせば、現在示されている国による財政支援拡充がされたとしても、これまで低所得者の保険料軽減や住民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料が大幅に値上げされることになります。

2018年度からの保険料統一化を指向している都道府県はきわめて少数です。また減免制度統一化については厚労省は例示もしていません。1月に厚労省が公表した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（ガイドライン）」案では、保険料抑制などを目的とした法定外繰り入れは解消すべきとしています。これは都道府県や市町村を拘束するものではないと同省も認めています。

そもそも、現在の国保制度の最大の問題は、低所得化する加入者の支払い能力をはるかに超える“高すぎる保険料”です。こうした事態を引き起こした根本原因は国の予算削減であり、ここを改めない限り国保を持続可能な制度として立て直すことはできません。

よって、国保都道府県化の検討に当たり、下記の点を求めるものです。

記

- 1 府が定める「標準保険料率」を全市町村に一律に適用せず、各市町村が地域の実情に応じ保険料を設定することを認める。
- 2 減免制度の「共通基準」での統一はせず、各市町村が独自の減免制度を設けることを認める。
- 3 保険料抑制を目的とした法定外繰り入れの解消を市町村におしつけない。
- 4 市町村がおこなう独自減免制度などの加入者負担軽減策に対し、ペナルティを課すことはしない。
- 5 国保会計への府の法定外補助を増やすなど、府としての加入者負担軽減策を強める。
- 6 国の負担を抜本的に引き上げることを国に強く求める。

大阪府知事 松井 一郎 様

2016年4月27日
日本共産党大阪府議会議員団

福祉医療費助成制度の対象拡大をただちに実施するとともに、患者負担を増やさないよう求めます

大阪府は現在、福祉医療費助成制度の抜本的な見直しを検討しています。現在示されている内容のうち、精神障害者や難病患者などへの対象拡大は、府民の長年の願いであり、ただちに実施すべきです。

しかし一方で、対象拡大により増加する費用を一部自己負担額引き上げによる患者負担増でまかなう方向が示されていることは重大です。現在自己負担のない院外薬局での調剤の有料化、現在1日500円以内の負担額の引き上げ、現在2500円の月上限額の引き上げなどが検討されています。

府の福祉医療費助成制度は、市町村との共同の事業として住民の健康を守る重要な役割を果たしてきました。長引く不況と国の社会保障費削減が続くもとで、患者負担を増やせば、いっそうの受診抑制を引き起こし、住民の健康増進に逆行するとともに、病気の重症化や慢性化による医療費増にもつながりかねません。また、市町村が患者負担を抑制しようとするれば、大きな財政負担となります。対象拡大による費用増は年20～30億円程度で、府による財源確保は十分可能です。

府は、早ければ2017年度予算案に制度内容を反映するとしています。制度の見直しに当たっては、府民福祉の増進を図る立場から、下記の点を踏まえることを強く求めます。

記

- 1 一定期間の入院を含めた精神障害者への対象拡大、難病患者や訪問看護ステーションが行う訪問看護などへの対象拡大をただちに実施する。
- 2 一部自己負担は現在のまま据え置く。

《 国民健康保険制度改革 》

大阪府・市町村国保広域化調整会議 ～平成 27 年度検討状況といまとめ(案)～

統一保険料率をめざした仕組み

(1) 保険料率の取扱い

市町村が府に納める事業費納付金は、府内全体の保険料収納必要額を各市町村の被保険者数と所得水準で按分し、市町村間での医療費水準は反映しない

【医療費水準の格差】 H25 約 1.4 倍（年齢構成の補正後 約 1.2 倍）＝ ほぼ平準化
《全国》最小：栃木県 約 1.2 倍 最大：東京都 約 3.3 倍

統一保険料率（府が定める標準保険料率＝市町村が実際に定める保険料率）

- 賦課方式・・・「3方式」基本（介護分は「2方式」も含め検討）
- 賦課割合・・・応益（均等・平等）分「7(35)：3(15)」基本
応能（所得）分 全国平均と比較した所得水準に応じて按分した比率
- 賦課限度額・・・政令基準（国基準）

※ H28 年度導入予定の事業費納付金等算定システム等を用いて試算

【例外措置】

- ①財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乘せ
- ②累積赤字解消・保険料減免・一般会計繰入れ解消による激変緩和等のための
保険料率上乘せ・一般会計繰入れ（激変緩和措置期間限定）

(2) 保険料・一部負担金の減免の取扱い

原則「共通基準」で統一（激変緩和期間中に限り差異を容認）

(3) その他、主な統一項目

- 出産育児一時金：政令基準どおりの内容で府内統一（404,000 円＋産科医療補償制度加入の場合 16,000 円）
葬祭費：5 万円
- 保健事業：共通基準（最低ライン）設定 ※詳細は今後検討
- 被保険者証 ※詳細は今後検討

地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組み

(1) 医療費適正化・収納率向上のためのインセンティブ方策 ～被保険者への還元方法～

保険給付費等交付金の特別給付分等を活用し、市町村の裁量による取組みを実施 ※詳細は今後検討
（「共通基準」を超える各市町村独自保健事業の実施など）

その他

(1) 事業費納付金算定上の予定収納率の設定

各市町村の実収納率を基本としつつ、規模別基準収納率との差に応じて±αを設定 ※詳細は今後検討

(2) 保険料の激変緩和措置

激変緩和措置は6年の範囲内(*)で実施 ※保険料率の試算結果を踏まえて決定

(*) 国が措置する激変緩和用の特例基金の活用期間

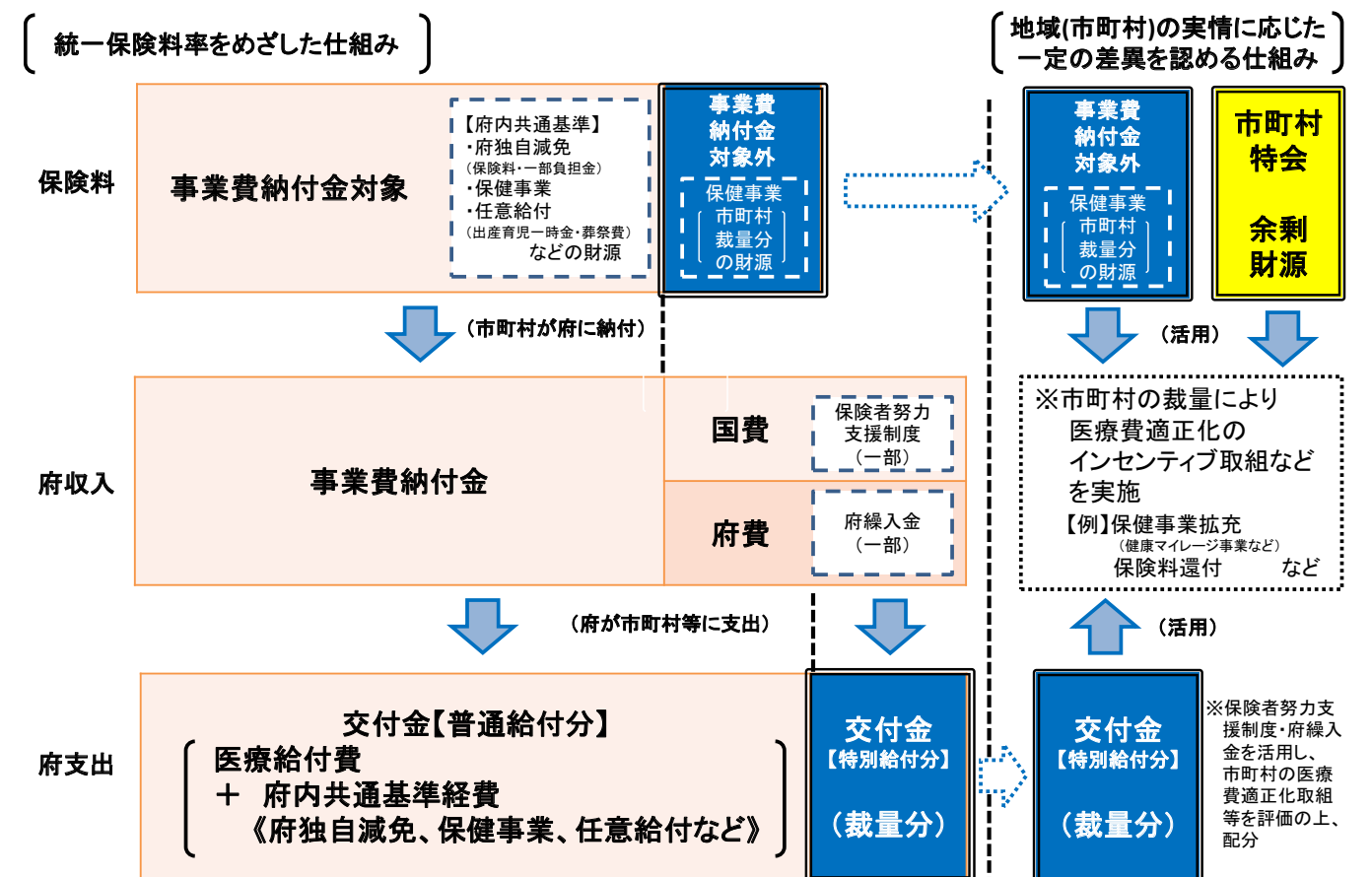
(3) 累積赤字の解消に向けた指導強化

原則としてH29年度までに累積赤字は解消

（やむを得ない場合に限り、H30年以降、市町村の責任で繰入れ等による解消を容認）

【参考】H27.9 大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準を見直し（策定対象団体を拡大）

「統一保険料率をめざした仕組み」と「地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組み」
（イメージ）



【参考】

(1) 大阪府・市町村国保広域化調整会議での検討経過

- H27.5 第1回国保広域化調整会議
(財政運営検討WG、事業運営検討WG 各4回開催)
- 10 第2回国保広域化調整会議《中間まとめ(今後の議論の方向性)》
- 12 両WG再開(以降、各4回開催)
- H28.1 ～国からガイドライン案提示～
- 2 両WG《今年度のとりまとめ(今後の方向性)》
- 3 第3回国保広域化調整会議

(2) 国保制度改革に向けた主な準備事項

- H27年度 国保財政安定化基金を設置(2月定例会 条例可決・成立)
- H28年度 国保運営協議会を設置(9月定例会 条例案提出予定)
国保運営協議会に事業費納付金・標準保険料率・国保運営方針の各案を諮問
- H29年度 国保運営協議会からの答申を受け、事業費納付金・標準保険料率・国保運営方針を決定、関連条例等を制定(9月定例会 条例案提出予定)

平成28年度の検討スケジュール（案）

大阪府 ※○はW・Gにて議論する項目 市町村 国関連

			H28												H29		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
関連項目	国保運営協議会		基本的考え方 の通知											設置・議論の開始			
	システム	納付金				インターフェース公開	システム改修・納付金算定データを府へ提供					簡易版の配布	納付金・標準保険料率 試算				
		情報集約				インターフェース公開	システム改修										
		市町村事務処理				仕様の公開	システム導入の検討			導入意向調査		※ 導入しない場合、自庁システム改修					
	①納付金②保険料率 ③国保運営方針④交付金		①②③ガイド ライン案提示		①②③ガイド ライン決定					④ガイド ライン決定							
	財政安定化基金 ・特例基金		仕組みの検討														
大阪府・市町村広域化調整会議			第6、7、8回 財政・事業運営検討W・G	H28.3.29 第3回広域 化調整会議	市町村 長会	広域化 調整会議	財政・事業運営検討W・G等				広域化 調整会議	財政・事業運営検討W・G等			広域化 調整会議		
検討項目	保険料・税の区分					● 統一時期、経過措置期間の検討											
	賦課方式					● 多子世帯及び単身世帯等被保険者への影響の検討、具体的な激変緩和措置の取扱い											
	賦課割合					納付金・標準保険料率 試算						納付金・標準保険料率の試算（システム活用）					
	保険料率		保険者努力支援制度 （指標等前倒し分・ 基本的枠組みの決定）			● 被保険者への影響、医療費適正化等のインセンティブ、具体的な激変緩和措置の取扱い											
	収納率					● 具体的な標準収納率の設定											
	保健事業					● 具体的な標準収納率の設定（更なる収納インセンティブが働く仕組み）											
	医療費適正化					● 具体的な共通基準の検討											
	レセプト点検		都道府県による給付点検（仕組みの検討）・給付確認のための情報確保の手段の検討														
	賦課限度額					● 方向性の決定 ※方向性を踏まえた検討											
	賦課限度額					● 具体的な激変緩和措置の取扱い											
	保険料減免・軽減 一部負担金減免					● 具体的な共通基準の検討、被保険者への影響（激変緩和措置）											
	保険料関係			毎年のキャッシュフローのあり方の検討・30年度のキャッシュフローのあり方の検討													
	出産育児一時金・葬祭費		国保連への直接支払い （仕組みの検討）			● 本算時期・納期数・統一時期											
	被保険者証		資格管理（運用の検討）			● 具体的な様式・更新時期・有効期間の検討、被保険者番号の方向性の決定						● 交付方法の決定、具体的な共同化の検討				新しい被保険者証の 発行準備	
短期証・資格証・滞納処分					● 方向性の決定 ※方向性を踏まえた検討												

③モデルケースごとの2015年度国保料(医療分+支援金分+介護分) 大阪社保協調査201507現在

- ①現役40歳代夫婦と未成年の子供2人の4人世帯の国保料
 ②65歳以上74歳以下で年金生活者高齢者夫婦のみ世帯
 ③65歳以上74歳以下高齢者で年金生活者・独居世帯

	所得100万						所得200万						所得300万円					
	①	順位	②	順位	③	順位	①	順位	②	順位	③	順位	①	順位	②	順位	③	順位
大阪市	177,984	33	121,649	38	143,958	14	364,313	31	278,975	25	252,058	18	532,867	30	387,075	24	360,158	20
豊中市	134,443	43	94,868	42	122,197	40	351,641	37	263,454	35	229,645	37	509,455	36	364,154	37	330,345	36
池田市	206,826	4	160,423	11	137,178	24	412,429	8	291,108	11	245,978	25	594,939	8	399,908	13	354,778	25
豊能町	162,500	39	135,100	36	119,000	42	317,700	41	234,000	41	197,200	42	453,200	41	312,200	42	275,400	42
能勢町	183,500	27	153,800	17	138,400	21	371,500	29	283,800	19	248,300	23	540,100	27	393,700	21	358,200	22
箕面市	191,535	17	158,699	14	124,739	38	380,309	25	283,039	20	226,439	38	547,325	24	384,739	25	328,139	38
高槻市	153,290	41	141,010	32	149,140	6	322,600	40	260,440	38	250,240	20	478,570	40	361,540	38	351,340	27
島本町	194,260	14	158,280	15	145,090	13	393,050	17	288,010	14	253,390	15	571,410	13	396,310	18	361,690	18
茨木市	180,860	30	114,870	41	128,430	37	362,340	33	261,820	37	225,630	39	523,990	33	359,020	39	322,830	40
吹田市	163,330	38	150,630	25	153,930	3	338,000	39	276,120	27	259,430	10	497,190	39	381,620	28	364,930	14
摂津市	186,272	23	118,596	39	132,753	31	373,024	28	270,558	30	233,853	34	539,334	28	371,658	32	334,953	35
守口市	207,190	3	173,710	2	162,100	1	418,200	5	315,380	2	280,100	2	607,230	3	433,380	2	398,100	2
門真市	185,060	24	151,310	22	135,980	27	378,740	26	285,960	16	252,280	17	553,930	23	402,260	11	368,580	11
大東市	183,600	26	153,500	18	143,800	16	374,300	27	285,500	17	256,200	11	546,100	26	397,900	14	368,600	10
四條畷市	178,750	32	145,840	31	130,980	35	381,100	24	273,300	29	240,280	31	556,820	20	382,600	27	349,580	28
寝屋川市	187,000	21	149,700	28	133,900	30	381,300	23	279,900	23	245,200	27	556,500	21	391,200	22	356,500	24
枚方市	172,300	37	140,400	33	131,200	34	352,800	36	262,600	36	235,700	32	516,200	35	367,100	35	340,200	33
交野市	181,900	29	147,700	29	131,500	33	364,200	32	267,100	32	230,500	36	526,500	32	366,100	36	329,500	37
東大阪市	200,305	9	163,575	4	146,535	7	409,889	10	308,115	5	271,035	4	599,445	5	432,615	4	395,535	4
八尾市	176,910	34	115,760	40	128,590	36	360,730	34	266,630	33	234,990	33	526,590	31	373,030	31	341,390	32
柏原市	202,316	6	165,497	3	149,945	4	413,884	6	309,685	4	273,445	3	605,196	4	433,185	3	396,945	3
松原市	201,330	8	162,006	7	145,110	12	410,034	9	299,910	8	262,110	9	598,170	6	416,910	8	379,110	8
羽曳野市	189,280	19	150,230	27	135,410	29	387,700	20	281,700	22	248,210	24	567,290	17	394,500	20	361,010	19
藤井寺市	197,300	11	162,700	5	146,500	8	401,100	14	229,500	42	264,500	7	584,800	10	419,700	7	382,500	7
大阪狭山市	197,600	10	161,595	8	143,955	15	393,900	16	290,655	12	250,455	19	568,100	15	397,155	16	356,955	23
富田林市	193,180	15	156,360	16	139,560	20	390,660	18	286,800	15	249,360	21	567,780	16	396,660	17	359,160	21
太子町	181,960	28	146,740	30	131,700	32	405,870	12	268,420	31	233,800	35	532,970	29	370,520	33	335,900	34
河南町	174,170	36	139,470	34	124,330	39	347,390	38	250,430	40	215,730	41	501,170	38	341,830	41	307,130	41
千早赤阪村	139,530	42	83,270	43	93,540	43	282,040	43	189,850	43	164,140	43	409,820	43	260,450	43	234,740	43
河内長野市	201,620	7	158,700	13	141,860	18	409,490	11	291,460	10	253,660	14	596,500	7	409,260	10	365,460	13
堺市	189,876	18	153,193	19	142,921	17	389,196	19	284,981	18	255,221	12	569,676	14	397,281	15	367,521	12
和泉市	184,340	25	151,078	24	136,630	25	412,900	7	279,550	24	245,630	26	546,900	25	388,590	23	354,630	26
高石市	218,750	1	175,780	1	157,420	2	488,650	1	324,620	1	283,420	1	643,650	1	450,620	1	409,420	1
泉大津市	186,595	22	150,550	26	136,320	26	381,674	21	282,260	21	249,320	22	558,060	19	395,260	19	362,320	17
忠岡町	196,000	12	159,500	12	145,500	11	395,600	15	290,500	13	255,000	13	574,100	12	400,000	12	364,500	15
岸和田市	207,300	2	162,700	5	149,300	5	423,400	3	298,100	9	263,100	8	581,900	11	411,900	9	376,900	9
貝塚市	180,830	31	151,660	21	138,380	22	314,830	42	265,660	34	252,380	16	433,860	42	367,490	34	364,410	16
泉佐野市	195,700	13	161,500	9	145,600	10	402,200	13	305,100	6	269,600	5	589,600	9	429,100	5	393,600	5
田尻町	161,468	40	131,655	37	121,105	41	365,277	30	250,734	39	224,605	40	508,967	37	354,234	40	328,105	39
熊取町	188,607	20	138,554	35	135,875	28	381,483	22	277,361	26	241,275	29	554,501	22	382,761	26	346,675	29
泉南市	175,700	35	151,100	23	140,300	19	355,800	35	315,100	3	243,300	28	517,200	34	377,700	30	346,300	30
阪南市	204,060	5	160,600	10	145,720	9	420,740	4	301,660	7	266,920	6	617,740	2	422,860	6	388,120	6
岬町	191,825	16	151,756	20	137,676	23	427,375	2	275,276	28	240,476	30	559,875	18	378,076	29	343,276	31
平均	185,283		147,340		137,769		381,613		278,724		245,909		548,035		387,306		353,847	

*固定資産税5万円と仮定

国保会計への法定外繰り入れ 2014年度 市町村別内訳

(平成26年度「大阪府国民健康保険事業概要」より)

単位:円

	合計額	決算補填等目的	保険料負担緩和を図るため	単年度決算補填のため	1世帯あたり 決算補填等目的
大阪市	14,177,849,616	8,050,111,067	8,050,111,067	0	16,787
堺市	61,681,434	0	0	0	0
岸和田市	248,337,064	0	0	0	0
豊中市	902,189,000	260,000,000	260,000,000	0	4,214
池田市	179,289,097	0	0	0	0
吹田市	828,030,804	50,000,000	50,000,000	0	996
泉大津市	220,156,336	0	0	0	0
高槻市	944,112,521	31,390,476	31,390,476	0	572
貝塚市	8,700,261	0	0	0	0
守口市	313,254,000	0	0	0	0
枚方市	1,700,000,000	986,864,475	300,000,000	686,864,475	16,004
茨木市	948,005,002	897,274,751	897,274,751	0	22,580
八尾市	1,109,079,000	810,000,000	810,000,000	0	17,705
泉佐野市	0	0	0	0	0
富田林市	95,764,000	0	0	0	0
寝屋川市	655,784,010	174,000,000	0	174,000,000	4,246
河内長野市	11,069,000	0	0	0	0
松原市	170,000,000	0	0	0	0
大東市	77,059,483	0	0	0	0
和泉市	252,574,000	221,008,922	221,008,922	0	8,448
箕面市	466,395,000	354,658,000	0	354,658,000	17,375
柏原市	131,789,982	0	0	0	0
羽曳野市	35,322,438	0	0	0	0
門真市	475,776,700	0	0	0	0
摂津市	296,839,248	211,668,814	211,668,814	0	14,575
高石市	67,000,000	0	0	0	0
藤井寺市	122,344,058	37,676,792	37,676,792	0	3,527
東大阪市	1,339,987,017	500,000,000	500,000,000	0	5,818
泉南市	34,826,977	0	0	0	0
四條畷市	45,678,784	0	0	0	0
交野市	23,236,073	0	0	0	0
島本町	3,829,128	0	0	0	0
豊能町	10,811,857	5,702,003	5,702,003	0	1,538
能勢町	19,093,434	0	0	0	0
忠岡町	11,229,360	0	0	0	0
熊取町	9,970,981	0	0	0	0
田尻町	4,822,123	0	0	0	0
阪南市	68,246,573	0	0	0	0
岬町	1,539,229	0	0	0	0
太子町	4,271,112	0	0	0	0
河南町	5,000,000	3,237,015	3,237,015	0	1,305
千早赤阪村	0	0	0	0	0
大阪狭山市	22,632,762	0	0	0	0
府 計	26,103,577,464	12,593,592,315	11,378,069,840	1,215,522,475	8,608

平成2年～26年度 府内各市町村国保保険者への法定外補助金(決算ベース)

国民健康保険課

2016.2.10

補助金名	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度
事業助成補助金	299,974	294,891	285,470	276,166	267,186	258,772	237,756	199,556	299,553	358,685	385,547	377,511	387,666
国庫調整補助金	922,238	902,713	985,341	876,942	887,169	899,586	767,109	842,584	982,201	1,283,907	1,298,088	1,303,221	1,445,968
波及補助金	-	-	-	-	-	876,710	904,578	880,196	996,127	1,120,543	1,260,284	1,299,441	1,306,709
計	1,222,212	1,197,604	1,270,811	1,153,108	1,154,355	2,035,068	1,909,443	1,922,336	2,277,881	2,763,135	2,943,919	2,980,173	3,140,343

単位:千円

補助金名	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
事業助成補助金	465,000	520,000	505,000	505,000	505,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	585,000	585,000
国庫調整補助金	1,461,586	1,457,965	1,594,492	1,656,214	2,149,252	2,050,500	1,934,361	1,831,408	1,715,218	1,439,674	941,744	920,942
波及補助金	1,625,408	1,685,786	1,872,576	1,870,042	2,335,848	2,682,926	2,551,912	2,447,961	2,323,365	2,203,526	2,057,501	1,930,007
計	3,551,994	3,663,751	3,972,068	4,031,256	4,990,100	5,358,426	5,111,273	4,904,369	4,663,583	4,268,200	3,584,245	3,435,949

※事業助成補助金(23年度まで)及び波及補助金については、国保組合への補助金を含んでいる。

〔補助金の内容〕

- 事業助成補助金：・精神通院・結核医療にかかる自己負担額に対する任意給付を行う国保保険者に補助（補助率1/4）や
・地方単独医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額分に対する補助（補助率1/2）。
・平成19年度からは、精神通院・結核医療にかかる自己負担額に対する任意給付についてのみ補助を実施。
国庫調整補助金：・地方単独医療費助成制度の実施により、増加する医療費の保険者負担分に対する補助（補助率1/2）。
波及補助金：・地方単独医療費助成制度の実施により、増加する医療費の保険者負担分に対する補助（補助率1/2）。

⑥大阪府内市町村保険料条例減免制度(2014年度)

201506大阪社保協調査

加入世帯数については2015.3末データによる

減免の適用事項										2014年度実績					
所得減減					低所得者	その他	利用世帯数	加入世帯数	利用率	減免金額	1世帯当 減免額				
天災	失業	休業 停止	借入金	高齢											
大阪市	○	○	○		本年度の所得が前年比7/10以下となる方 所得制限:世帯全員の平成23年度中所得金額の合計 が800万円以下の世帯(55歳以上の方が退職により減 免を受ける場合は所得制限なし)	3割軽減		未確定	471,815	#VALUE!	未確定				
豊中市	○	○	○	○		前年所得基準以下 5割減免 ※基準額＝(A)+(B)+(C)+(D)×12 (A)＝居宅基準1割の基準額の平均額×世帯 員数 (B)＝居宅基準2割の世帯人員ごとの基準額 (C)＝居宅基準2割の世帯人員別冬季加算× 5ヶ月/12ヶ月(円未満切上げ) (D)＝住宅扶助基準(1・2級地)の区分ごとの 家賃・地代の額	前年所得基準以下 3割減免	7,773	60,701	12.81%	290,456,945	37,367			
池田市	○	○	○		・所得申請済の場合に限り、当該年中の所得金額が 前年中の所得金額の2分の1以下に減少するもの、及 び前年中の所得金額が前々年中の所得金額の2分の 1以下に減少したもの。 ・賦課期日現在の生活保護基準以下の場合は所得割 の80%または生活保護基準額の100分の110以下の 場合は所得割の70%	生活保護基準×110/100(収入) (1類＋2類＋住宅扶助)		未記入	15,469		未記入				
豊能町	○	○			なし			1	3,707	0.03%	113,850	113,850			
能勢町	○		○		なし			10	2,008	0.50%	350,300	35,030			
箕面市	○	○			条例24条		98	20,100	0.49%	9,711,712	99,099				
高槻市	○	○			所得減少割合 30%以上～40%未満 所得割の30%以内 40%以上～50%未満 所得割の40%以内 50%以上～60%未満 所得割の50%以内 60%以上～70%未満 所得割の60%以内 70%以上～80%未満 所得割の70%以内 80%以上～ 所得割の100%以内	なし		25,468	53,892	47.26%	222,036,900	8,718			
島本町	○	○		○	前年の所得が100万円以下かつ今年度の所得が2分 の1以下	なし	3	4,349	0.07%	83,520	27,840				
茨木市	○	○	○		所得割のみ減免(25%～100%)	生活保護基準(1類+2類+教育扶助+ 住宅扶助)×1.2 生活保護基準	268	39,239	0.68%	24,594,980	91,772				
吹田市	○	○	○		被保険者の失業、事業の廃止、事業の不振、転職又 は就労日数の減少があった場合において、当該被保 険者に属する世帯全員(被保険者に限る)の申請時の 年間所得見込み金額の合計額が300万未満であり、 かつ、前年の所得金額の合計額に比して30%以上減 少する見込みがある、現に生活が困窮である世帯。 被保険者2人の場合は、減免の割合に5%を、3人以上 の場合には、減免の割合に10%を加算。 ただし、当該被保険者の属する世帯全員(被保険者に 限る)の前年所得金額の合計額が600万未満の世帯 に限る。また、養育世帯の場合、養育世帯の前年所得 金額が1000万円以上の時は、減免できない。		未記入	49,395	#VALUE!	未記入	#VALUE!				
摂津市	○	○	○		なし	生活保護基準×1.0、1.1、1.15以下の 収入	451	14,923	3.02%	26,046,292	57,752				
守口市	有	○	○	○	あり	あり	3,072	25,193	12.19%	236,976,406	77,141				
門真市	○	○	○		所得減少率に応じて所得割の60%～90%減免	世帯の直近3ヶ月の平均収入が生活 保護基準(1類+2類+教育扶助)以下な ら所得割の50%、均等割の、平等割 の0～35%を減免	2,341	24,381	9.60%	196,616,540	83,988				
大東市	○				前年中と当該年度中の所得を比較し減少率に応じて 所得割額を30～100%減免	2割軽減の判定所得以下の場合には所 得割50%減免、2割軽減判定所得× 1.2以下所得割20%減免	1,035	21,785	4.75%	53,580,539	51,769				
四條畷市	○	○	○	○	保険料賦課の対象となる所得の世帯全員の合計と当 該年中の世帯全員の所得見込額により減少率を算 出。減少率が20%以下の場合には減免非該当。減少率 20%以上、5%きざみで最高80%までを所得割保険料 から減額。	なし	654	8,943	7.31%	49,105,460	75,085				
寝屋川市	○	○	○	○	要綱に基づく	なし		未記入	40,231		未記入				
枚方市	○				前年より所得が3割以上減少する場合、減少率に応じ て減額	なし	2,684	60,839	4.41%	114,302,800	42,587				
交野市	○				当年と前年の収入を比較し、減少率分の所得割を減 免する。	生保基準×1.5以下収入(給与・年金 以外の場合は所得) (1類+2類+教育扶助+住宅扶助)× 1.5+障害者 寡婦(夫) 勤労学生 医療費による控除	336	10,927	3.07%	25,764,933	76,681				
東大阪市	○	○	○	○	失業等により、世帯の所得の合計額が前年より4割以 上減少した世帯。所得の減少率に応じて所得割を減 額(40から100%)する。	なし	6,823	84,267	8.10%	310,403,246	45,494				
八尾市	○	○	○		前年中の所得より3割、5割、7割以上所得が減少して いる場合。保険料全額より同割合減免する。(但し、軽 減制度を補完する形で実施)	なし		45,002	0.00%	#DIV/0!					
柏原市	○	○	○		①対前年度収入が3割以下になった場合所得割7割、 均等割2割の範囲内。②対前年度収入が5割以下に なった場合所得割5割の範囲内。③対前年度収入が7 割以下になった場合所得割3割の範囲内。		457	11,298	4.04%	29,257,060	64,020				

⑥大阪府内市町村保険料条例減免制度(2014年度)

201506大阪社保協調査

加入世帯数[については2015.3末データによる

減免の適用事項					2014年度実績							
天災	失業	休業	借金	高齢	所得減減	低所得者	その他	利用世帯数	加入世帯数	利用率	減免金額	1世帯当 減免額
					事業又は業務の休業止、失業等により収入が著しく減少したとき 前年度の合計所得金額が、 433万円+33万円+35万円×世帯員数以下	前年中の合計所得金額が433万円+33万円+35万円×世帯員数以下。 ただし、前年度中の合計所得金額による上限割合を設ける。 応能割減免割合については、下記数式で得た数 前年中の合計所得金額－当該世帯員数 前年中の合計所得金額 （小数点第3位以下は切り捨てる）に10を乗じて得た割合 200万円以下5割、400万円以下4割、400万円超3割	(特別障害)所得100万円以下応能割5割均等割3割、150万円以下応能割4割均等割3割、250万円以下応能割3割均等割2割、400万円以下応能割2割均等割2割、600万円以下応能割1割均等割1割（普通障害）所得100万円以下応能割5割、150万円以下応能割4割、250万円以下応能割3割、400万円以下応能割2割均等割2割、600万円以下応能割1割均等割1割、150万円超3割 者、世帯に3人以上の児童及び高齢者がある時、旧扶養者にも所得減免の対象となる	2,543	21,962	11.58%	84,963,478	33,411
羽曳野市	○	○	○		失業等により、当該年度中の所得金額が前年度の所得金額（課税、一時を除く）が減少した場合は応能割を5割以内で減免（2013回答）	なし		1,917	18,606	10.30%	15,800,000	8,242
藤井寺市	○	○	○		減免基準額＝（第1類基準額×世帯構成人員+第2類該当人員数基準額）×12ヶ月+第2類該当冬季加算員数 年間収入見込金額が 減免基準額×100%以内は応能割額の60%、106%以内は55%、112%以内は50%、118%以内は45%、124%以内は40%、130%以内は35%、136%以内は30%以内の減免 申請者の予想収入金額が生保基準に積上げた額の100%以下は応能割の7割、応益額の5割、100%～110%は応能割の5割・応益額4割、110%～120%以内は応能割3割・応益額3割	生活保護基準×1.38以下の収入（第1類基準額×世帯構成人員+第2類該当人員数基準額）×12ヶ月+第2類該当冬季加算員数×5ヶ月（11月～3月）+期末一時扶助費×人員数＝減免基準額）基準額に応じて所得割を60～30%減額 生活保護基準×1.38以下収入1類、2類（住宅、教育、障害者） 生活保護基準×1.25以下所得1類、2類+加算。						
大阪狭山市	○	○	○					184	8,599	2.14%	14,868,409	80,807
富田林市	○	○	○		①天災等により死亡、障害を受けた場合②天災等により住宅に甚大な被害を受けた場合で前年度所得額が1,000万円以下③天災等により収入が著しく減少した場合等	生活保護基準×1.25以下所得1類、2類+加算。		3,474	17,986	19.32%	141,505,160	40,733
太子町	○	○	○		事業の休業止、失業、長期入院等により実収入が生保基準額の120%以下に減少したもの。（実収入の見込み額－生保保護基準額）×100。 100以下は7割、100を超え110以下5割、110を超え120以下3割。実収入の見込み額とは申請日の属する月前3か月間の1か月の平均収入（総収入から必要経費を控除した額）をいう。	生活保護基準(1類+2類+教育扶助+住宅扶助(借家のみ))×120%以下	①長期海外滞在、行方不明、服役中のため保険給付を受けることができないとき、10割②生活保護の停止又は廃止で保険料の負担能力がないとき、10割以内③その他町長が必要と認めるとき、10割以内	5	2,023	0.25%	392,740	78,548
河南町	○	○	○		なし	生活保護基準×120%以下(1類+2類+住宅扶助(借家))		3	2,433	0.12%	313,270	104,423
千早赤阪村	○	○	○		なし	生保基準(1類+2類の基準生活費の額の合計)×1.2以下収入		0	1,108	0.00%	0	0
河内長野市	○				直近6ヶ月を2倍にした所得額と前年所得との対比で応能割を1割～7割減免。 事業の不振、休業もしくは廃止又は失業もしくは退職等により、現在の個人としての収入額を基に算定した所得税法施行令に規定する控除後の所得が保険料の算定の基礎となった年度の個人としての控除後の経常所得金額に比べて30%以上減少することとなる被保険者で、その者の属する世帯の現在の収入額を基に算定した控除後の経常所得金額に比べて30%以上減少することとなる世帯に属するものとする。 所得の減少率に3分の2を乗じ得た数値に、定める割り増し分を加え、又は、定める割り引分を差し引いて得た数値。ただし、所得の減少率を限度とする。	生保基準(1類+2類+その他加算)×1.3以下 所得	障害、破産、ひとり親、入院、収容 旧扶養者 特別な理由がある時	1,298	17,530	7.40%	83,810,810	64,569
堺市	○	○	○			なし		集計集	136,582	#VALUE!	集計中	#VALUE!
和泉市	○	○	○		所得の減少率90%以上応能割保険料の10割 70%以上90%未満応能割保険料の7割 50%以上70%未満応能割保険料の5割 30%以上50%未満応能割保険料の3割	なし		37	25,946	0.14%	5,081,416	137,336
高石市	○	○	○		あり			825	8,643	9.55%	29,648,246	35,937
泉大津市	○	○	○		世帯所得450万円未満で所得割の50%～100%			737	11,248	6.55%	24,547,200	33,307
忠岡町	○	○	○		合計所得金額が3/4以下に低下する場合、所得割の2割～10割を減免	なし	世帯主の3ヶ月以上の入院	76	2,677	2.84%	5,420,939	71,328
岸和田市	○	○	○		岸和田市国民健康保険条例施行規則第19条第3項 当該年度の所得金額が課税対象年度の所得金額の7/10以下に低下する場合。		市府民税非課税または所得割額が賦課されていない世帯	6,902	30,979	22.28%	224,603,167	32,542
貝塚市	○	○	○		所得金額が前年の10分の5以下または10分の7以下の減少が見込まれるもの。 10分の5以下：所得割10割(所得100万円以下)、所得7割(所得101万円～200万円以下)、所得5割(所得201万円～300万円以下)、所得3割(301万円～400万円以下) 10分の7以下：所得割7割(所得100万円以下)、所得5割(所得101万円～200万円以下)、所得3割(所得201万円～300万円以下)、所得1割(所得301万円～400万円以下)	世帯の前年中の合計所得金額が1人1,858,000円、2人1,353,000円、3人1,848,000円、4人2,343,000円、5人2,838,000円、1人増えるごとに495,000円加算の所得限度額を越えない世帯所得割3割減免	勤労学生(合計所得65万円以下)、身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(所得300万円以下)、寡婦(所得300万円以下で夫と死別・離別し扶養している子がいることが条件)、破産宣告を受けた者(再生計画認可も同様)	1,364	12,910	10.57%	50,391,634	36,944
泉佐野市	○	○	○	○			給付困難な世帯に対し独自の基準を設けている	438	15,080	2.90%	31,965,600	72,981
田尻町	○	○	○		前年中所得に対し、今年中所得見込額が10分の7から10分の3以下によって所得割分について1割から7割の世帯主の所得(見込)額が前年の7割以下となる場合、所得割を1割～8割減免	なし	服役によるもの、居住用資産の買い替えに伴うもの	4	1,158	0.35%	192,320	48,080
熊取町	○	○	○		所得が前年の7/10以下に減少が見込まれる世帯(所得に応じ所得割の3割、5割、7割、10割を減免)	なし	服役によるもの、居住用資産の買い替えに伴うもの	未記入	6,146	#VALUE!	未記入	#VALUE!
泉南市	○	○	○			前年中の所得が一定基準以下の世帯。住民税非課税及び均等割のみ課税の世帯について、所得割の5割を減免		0	10,232	0.00%	0	0
阪南市	○	○	○		要件：収入が著しく減少した場合（＝基準総所得見込額が前年所得額の7割以下となる場合） 内容：①前年中所得が100万円以下るとき 所得割額7割減免 ②前年中所得が100万円超250万円以下るとき 所得割額5割減免 ③前年中所得が250万円超400万円以下るとき 所得割額2割減免	なし	世帯が住民税均等割非課税基準に該当	461	9,272	4.97%	16,073,010	34,866
岬町	○	○	○					0	3,067	0.00%	0	0
							合計	72,547	1,443,161	5.03%	2,369,823,345	32,666

背景

財政構造改革プラン(案)において「平成25年度を目途に抜本的見直し」とされていたところ

《財政構造改革プラン(案)における見直しの視点》

- 制度の維持継続のため、対象者のあり方や国の公費負担医療制度との整合性を考慮
- 乳幼児医療については、市町村が先行実施してきた経緯などを踏まえ、あり方を検討
- 国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、府の「守備範囲」を明確化

＜これまでの検討状況＞

- 国の医療保険制度や公費負担医療制度の見通しが立たず、抜本的な見直しは一旦見合わせ
- 乳幼児医療について、先行して、乳幼児医療費助成を含む子育て支援施策の充実につながる市町村支援のあり方を提案＜平成27年度から先行して市町村支援を拡充＞
- 対象者のあり方や給付と負担のあり方等、残る課題について、持続可能性の観点から、引き続き検討

現行制度の概要

区分	対象者	所得制限
老人医療	65歳以上で ①障がい者医療対象者 ②ひとり親家庭医療対象者 ③特定疾患治療研究事業実施要綱(H27年1月改正以前)に規定する疾患(一部を除く)を有する者 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療を受けている者 ⑤障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者	①障がい者医療と同じ ②ひとり親家庭医療と同じ ③④⑤ 二世帯 2,590千円以下
障がい者医療	①身体障がい者手帳1、2級所持者 ②重度の知的障がい者 ③中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者	障がい基礎年金の全部支給停止の所得基準を準用 単身世帯 4,621千円以下
ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ②上記の子を監護する父または母 ③上記の子を養育する養育者	児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用 二世帯 2,300千円以下
乳幼児医療	就学前児童	高額療養費一般低位基準を準用 四人世帯 3,570千円
一部自己負担額	1医療機関あたり、入通院1日につき500円以内(月2日限度) 1か月あたり2,500円を超える額を償還	

障がい者医療

老人医療と整理・統合し、重度障がい者医療として再構築

◆ 精神障がい者に対象拡充

- 障がい福祉サービス・公費負担医療等が、障がい種別に関わらず、共通の制度の下で一元的に提供するしくみが確立されていることに鑑み、精神障がい者に対象を拡充

＜対象範囲＞

- 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- 自立支援医療(精神通院)との整合性、精神病床入院患者の地域移行促進の取組み、府と市町村の財政状況を踏まえ、精神病床の入院は要検討

◆ 難病患者に対象拡充

- 「障がい者」の定義に難病が含まれるとされたことを踏まえ、難病患者に対象を拡充

＜対象範囲＞

- 難病法の助成対象者のうち、障がい基礎年金1級(または特別児童扶養手当1級)受給者

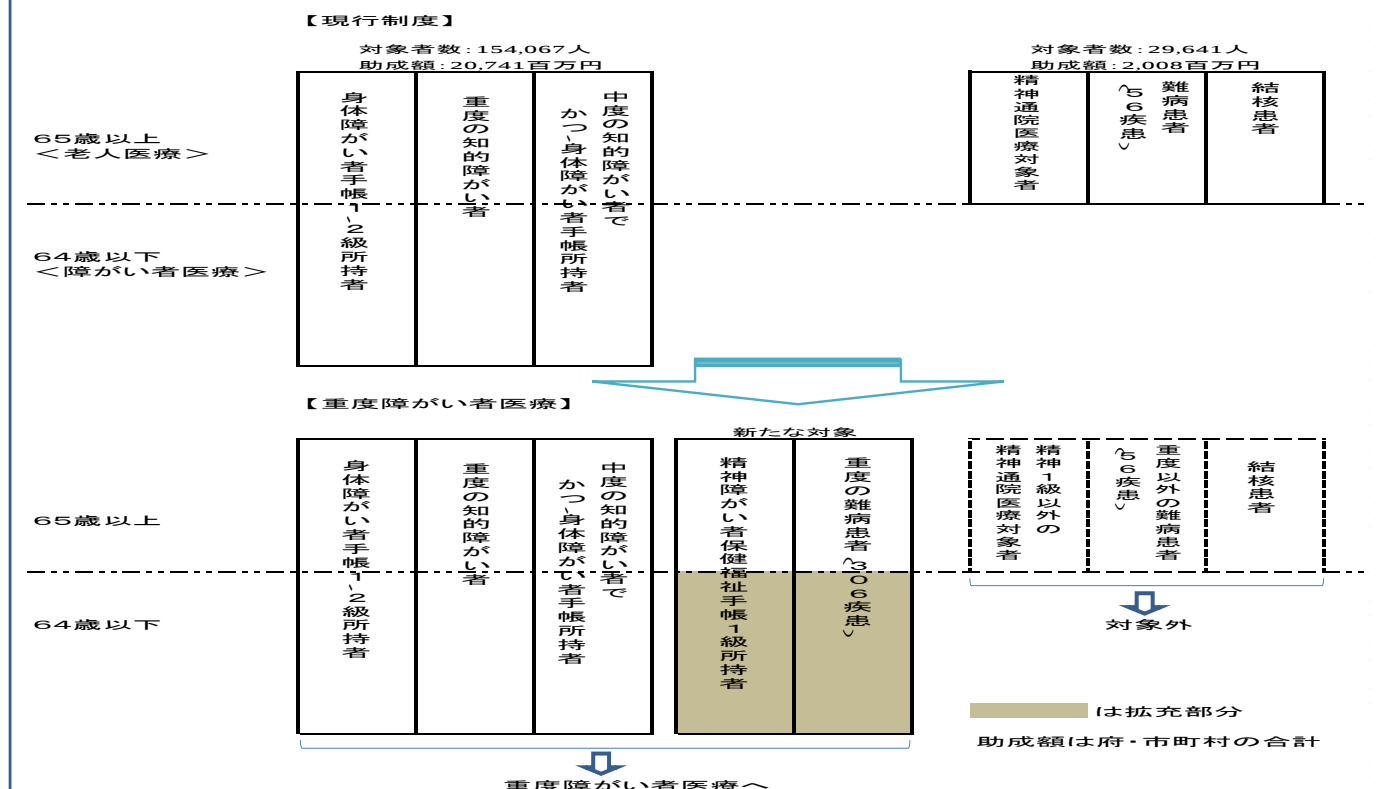
◆ 老人医療との整理・統合

- 65歳以上の重度障がい者以外は、対象外。ただし、一定の激変緩和措置も要検討

＜対象外の範囲＞

- 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者以外の精神通院医療受給者
- 障がい基礎年金1級受給者以外の難病患者
- 結核医療受給者

《再構築のイメージ》



ひとり親家庭医療

裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象を拡充

訪問看護

重度障がい者訪問看護利用料助成制度と整理・統合し、訪問看護ステーションが行う訪問看護に助成を拡充

＜助成の範囲＞

- 医療保険対象の訪問看護ステーションが行う訪問看護
(要介護者は、原則、介護保険優先)

所要額の増減推計

(単位: 人、億円)

			初年度 (平成ベース)	5年後			10年後		
				低位	中位	高位	低位	中位	高位
精神障がい者	精神病床 入院対象外	対象者	6,000	14,400	18,600	22,800	17,300	22,500	27,800
		所要額	8.5	20.4	26.3	32.2	24.5	31.9	39.4
	精神病床 入院対象	対象者	9,100	21,900	28,100	34,500	26,200	34,100	42,200
		所要額	12.9	31.0	39.8	48.9	37.2	48.3	59.7
	精神病床 入院1年	対象者	9,100	17,000	21,800	26,800	20,300	26,500	32,700
		所要額	12.9	24.0	30.9	37.9	28.8	37.5	46.3
難病患者		対象者	900	1,100	1,100	1,100	1,500	1,500	1,500
		所要額	0.3	0.4	0.7	1.0	0.5	0.9	1.3
DV被害者		対象者	100	100	200	300	100	300	600
		所要額	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2
訪問看護		対象者	3,600	5,400	6,100	6,900	6,200	7,200	8,100
		所要額	2.1	2.4	4.4	6.4	2.7	5.0	7.3
老人医療		対象者	(29,600)	▲13,500			▲23,200		
		所要額	(10.1)	▲5.4			▲8.2		
合計	精神病床 入院対象外	対象者	10,600	7,500	12,500	17,600	1,900	8,300	14,800
		所要額	10.9	17.8	26.1	34.3	19.5	29.7	40.0
	精神病床 入院対象	対象者	13,700	15,000	22,000	29,300	10,800	19,900	29,200
		所要額	15.3	28.4	39.6	51.0	32.2	46.1	60.3
	精神病床 入院1年	対象者	13,700	10,100	15,700	21,600	4,900	12,300	19,700
		所要額	15.3	21.4	30.7	40.0	23.8	35.3	46.9

※所要額は、府負担の補助金額ベース。市町村も同額負担。

※現行制度における将来推計では、初年度201.6億、5年後220.8億、10年後241.5億となる見込み。

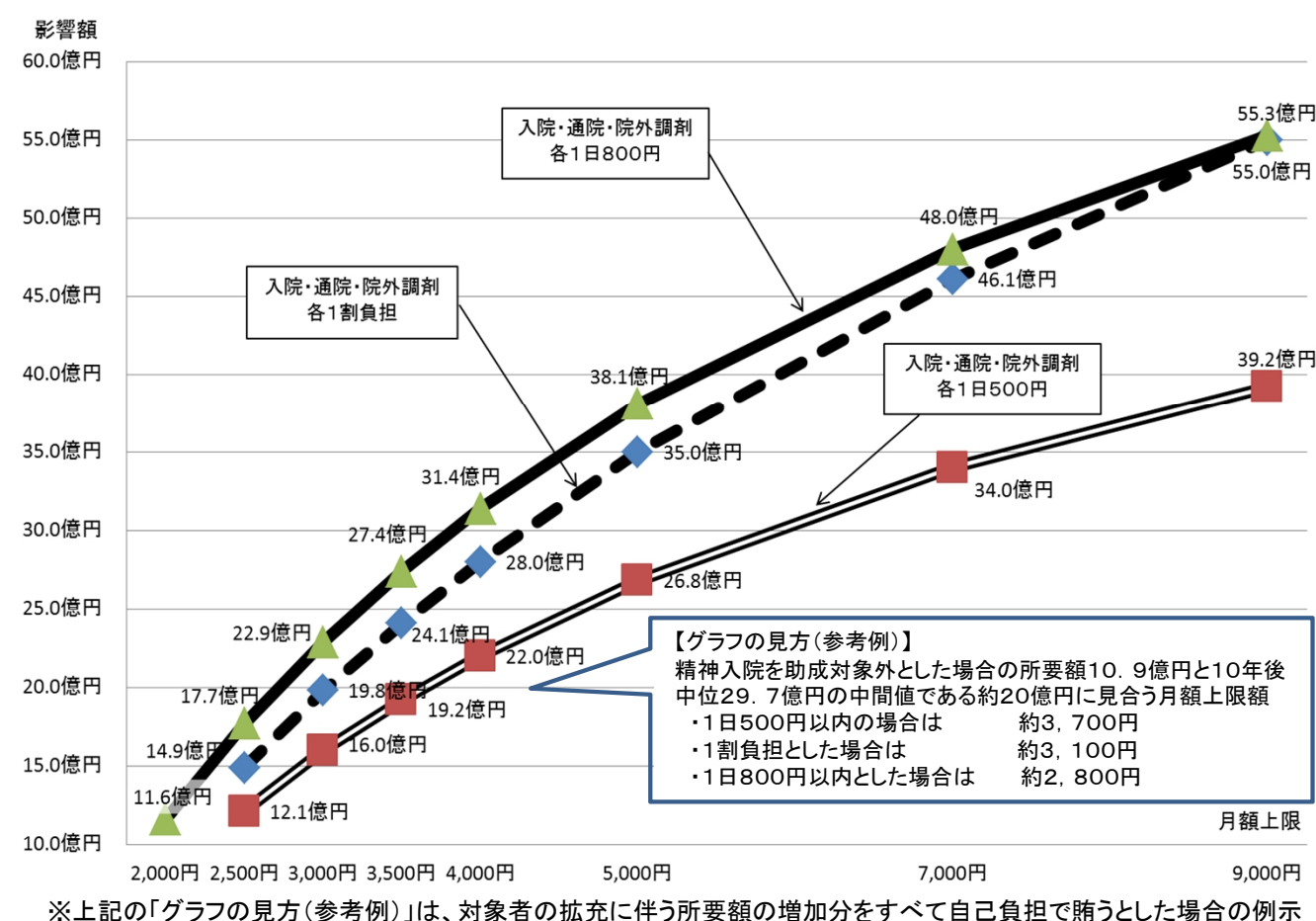
受益者負担

高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増嵩や再構築による障がい者医療等の拡充にあたっては、将来的な所要額の増大とのバランスをも考慮した負担額の設定が求められており、再構築の影響額について、一部自己負担額と月額上限額の組み合わせで提示
なお、院外調剤についても受益と負担の観点から、一部自己負担を求める

＜一部自己負担額における考えうる選択肢＞

- ① 入院、通院、院外調剤、それぞれ1医療機関あたり1日500円以内
- ② 入院、通院、院外調剤、それぞれ1医療機関あたり1日800円以内
- ③ 入院、通院、院外調剤、それぞれ1割負担

一部自己負担額・月額上限額の設定と影響額(府ベース)



今後の課題

福祉医療費助成制度を安定的、かつ、継続して実施するためには、今後も実施されるであろう国の医療保険制度改革等に合わせた不断の見直しが必要

乳幼児医療費助成府内市町村実施状況一覧

平成28年4月現在

市町村名	通院		入院		備考
	対象年齢	所得制限	対象年齢	所得制限	
大 阪 市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※小学校卒業年度末までは所得制限なし。
堺 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
岸 和 田 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊 中 市	小学校卒業年度末	なし	小学校卒業年度末	なし	
池 田 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
吹 田 市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※入・通院就学前までは所得制限なし
泉 大 津 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高 槻 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
貝 塚 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
守 口 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
枚 方 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
茨 木 市	小学校卒業年度末	一部なし※	小学校卒業年度末	一部なし※	※0歳から2歳(3歳到達月末)までは所得制限なし。
八 尾 市	中学校卒業年度末	一部なし※	中学校卒業年度末	一部なし※	※0歳児のみ所得制限なし。
泉 佐 野 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
雷 田 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
寝 屋 川 市	高校卒業年度末	なし	高校卒業年度末	なし	
河 内 長 野 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
松 原 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大 東 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
和 泉 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
箕 面 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
柏 原 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
羽 曳 野 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
門 真 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
摂 津 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
高 石 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
藤 井 寺 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
東 大 阪 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
泉 南 市	小学4年生年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
四 條 畷 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
交 野 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
大 阪 狭 山 市	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
阪 南 市	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
島 本 町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
豊 能 町	高校卒業年度末	あり	高校卒業年度末	あり	
能 勢 町	中学校卒業年度末	あり	中学校卒業年度末	あり	
忠 岡 町	小学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
熊 取 町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
田 尻 町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
岬 町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
太 子 町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
河 南 町	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	
千 早 赤 阪 村	中学校卒業年度末	なし	中学校卒業年度末	なし	

★詳細は各市町村へお尋ねください。

'16 2/25 <541 (受)

平成28年2月
国民健康保険課

福祉医療費助成制度 市町村・4医療別補助金交付額一覧（平成26年度実績）

（単位：円）

市町村名	老人	障がい	ひとり親	乳幼児	乳幼児医療内訳（事務費除く）		食事	合計
					通院	入院		
大阪市	1,904,188,611	1,620,229,422	1,045,123,090	1,167,432,789	630,936,278	467,876,254	30,553,155	6,866,339,599
堺市	698,842,290	516,817,911	292,056,627	367,085,731	199,264,364	145,092,875	9,387,565	2,228,547,363
岸和田市	149,423,758	138,001,778	85,681,020	83,851,361	51,337,909	26,935,120	1,601,270	536,832,216
豊中市	258,603,041	187,712,891	99,201,838	165,357,354	97,236,584	57,477,018	3,480,395	869,069,121
池田市	61,543,983	44,710,146	28,191,687	38,376,308	20,115,569	15,734,419	978,380	209,650,492
吹田市	233,482,996	186,359,337	88,094,312	159,804,555	91,963,670	57,674,001	3,524,987	820,903,858
泉大津市	60,054,645	44,529,418	34,279,324	36,779,528	21,839,504	12,723,918	767,000	210,973,337
高槻市	313,549,780	196,605,452	87,743,203	140,763,344	79,971,242	52,009,845	2,888,810	873,531,676
貝塚市	63,341,144	53,551,678	34,201,803	31,312,363	17,251,773	11,890,003	682,370	212,231,134
守口市	106,567,894	80,226,878	54,056,608	49,872,481	29,246,747	17,472,545	1,436,110	338,879,263
枚方市	272,225,818	212,856,575	120,774,402	180,000,390	101,940,142	67,417,488	4,189,170	959,403,985
茨木市	179,418,407	173,013,964	77,195,933	135,901,455	73,133,700	54,361,593	3,259,235	696,284,287
八尾市	202,088,360	168,788,642	90,540,506	111,488,777	67,921,466	36,348,860	2,053,940	679,230,551
泉佐野市	81,578,986	78,974,872	38,932,865	32,994,005	19,210,263	11,388,953	627,770	263,707,714
富田林市	87,724,838	85,429,678	42,813,280	38,209,655	17,615,444	18,229,060	915,050	290,937,005
寝屋川市	169,031,702	136,592,453	85,090,077	106,695,110	62,374,829	37,961,705	2,429,010	600,174,886
河内長野市	85,695,868	62,942,446	32,861,560	33,586,056	18,037,220	13,457,840	757,250	247,338,240
松原市	91,980,484	73,104,078	53,896,628	51,816,721	29,680,635	19,225,077	1,211,380	320,915,003
大東市	78,325,474	70,853,866	56,940,179	47,945,204	27,321,703	17,533,015	1,340,820	300,260,261
和泉市	129,576,399	130,440,756	62,846,967	73,677,358	42,297,978	26,161,197	1,555,710	466,556,365
箕面市	71,763,787	60,878,842	31,506,660	51,703,808	30,014,006	18,239,477	1,125,410	265,231,990
柏原市	50,248,710	37,229,319	25,662,333	26,461,689	14,287,991	10,434,167	713,440	165,037,649
羽曳野市	80,573,734	73,348,391	38,529,639	35,389,399	17,764,860	15,464,030	1,065,235	262,135,288
門真市	94,299,844	68,113,527	49,164,578	46,659,565	25,927,134	17,797,081	1,559,870	303,521,599
摂津市	54,712,522	52,579,475	31,683,658	51,795,337	27,490,474	21,702,355	1,359,800	241,323,621
高石市	49,618,555	34,678,751	21,702,529	25,210,645	15,423,886	8,221,407	559,000	155,414,773
藤井寺市	45,511,305	39,194,128	23,974,091	26,065,551	13,706,293	10,678,040	777,245	159,906,653
東大阪市	374,547,414	296,080,766	161,543,485	181,363,967	105,806,895	63,750,509	4,135,450	1,187,228,486
泉南市	52,965,960	40,411,836	21,664,228	22,137,577	12,687,403	7,854,063	529,505	158,250,572
四條畷市	38,472,052	31,448,043	23,004,505	20,681,695	11,942,121	7,403,387	581,100	133,532,903
交野市	55,464,022	41,934,974	22,485,728	30,506,733	17,889,614	10,796,354	703,950	179,781,375
大阪狭山市	39,158,159	27,250,292	16,282,512	19,505,236	9,788,061	8,475,601	475,520	120,935,381
阪南市	44,569,993	33,764,951	22,879,795	19,136,756	10,440,184	7,494,165	498,030	138,783,874
島本町	17,758,101	12,151,525	7,233,853	13,198,809	7,228,860	5,081,726	245,570	62,898,444
豊能町	15,978,764	10,519,020	2,316,492	2,549,433	1,091,116	1,285,724	93,340	33,833,889
能勢町	9,327,072	12,830,545	1,712,419	1,183,005	651,091	446,498	25,740	26,176,370
忠岡町	15,129,084	14,786,271	6,809,181	6,434,487	4,189,743	1,785,497	103,480	49,237,743
熊取町	35,558,178	33,589,370	12,242,509	14,145,314	8,771,800	4,311,038	193,180	108,811,389
田尻町	6,470,984	4,032,018	3,164,990	2,939,194	1,642,634	1,090,836	65,260	19,405,916
岬町	15,253,104	10,315,252	4,801,811	3,107,386	2,005,486	863,699	52,260	36,398,998
太子町	7,890,805	8,668,404	3,420,109	4,693,279	1,979,180	2,433,407	120,720	29,205,904
河南町	11,723,583	10,848,030	2,643,228	4,766,402	2,348,613	2,140,348	133,985	34,604,189
千早赤阪村	7,065,654	3,607,122	1,347,931	1,132,448	503,284	550,078	18,720	14,225,237
合計	6,421,305,864	5,220,003,093	3,046,298,173	3,663,718,260	2,042,277,749	1,395,270,273	88,775,187	18,440,100,577

（食事除く計）
18,351,325,390

※ペナ補助金等を除く。

福祉医療費助成制度の総事業費：約350億円以内。市町村別（約200億円）
（大阪府・市町村の合計）
-11-